

## 令和2年小布施町議会6月会議会議録

### 議事日程(第2号)

令和2年6月4日(木) 午前10時開議

開議

議事日程の報告

日程第1 行政事務一般に関する質問

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(14名)

1番	寺島弘樹君	2番	水野貴雄君
3番	関良幸君	4番	竹内淳子君
5番	中村雅代君	6番	福島浩洋君
7番	小林一広君	8番	小西和実君
9番	大島孝司君	10番	小淵晃君
11番	関谷明生君	12番	渡辺建次君
13番	小林正子君	14番	関悦子君

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	市村良三君	副町長	久保田隆生君
教育長	中島聰君	総務課長	大宮透君
財務課長	中條明則君	企画政策課長	須藤彰人君
健康福祉課長	永井芳夫君	健康福祉課長 補佐	益満崇博君
産業振興課長 補佐	富岡広記君	建設水道課長	畔上敏春君
建設水道課長 補佐	林信廣君	教育次長	藤沢憲一君

監 査 委 員 畔 上 洋 君

---

**事務局職員出席者**

議会事務局長 山 崎 博 雄 書 記 柰 津 貴 子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（関 悦子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。

これより直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（関 悦子君） 本日の日程は、お手元に配付の印刷物のとおりであります。

---

◎行政事務一般に関する質問

○議長（関 悦子君） 日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

お手元配付の印刷物のとおり、一般質問の通告がありましたので、報告をいたします。朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました質問順序に従い、順次質問を許可いたします。

---

◇ 竹 内 淳 子 君

○議長（関 悦子君） 最初に、4番、竹内淳子議員。

〔4番 竹内淳子君登壇〕

○4番（竹内淳子君） おはようございます。

昨年の台風19号の被害、そしてまた、新型コロナウイルスの感染拡大対策など、思いもしなかった不測の事態が発生しております。行政に関わる皆さんにおかれましては、本当に大変なご苦勞をされていることと推察しております。皆さんに感謝申し上げます。

また、そのさなか、復旧・復興に全力で携わっていただきました西原産業振興課長がお亡くなりになったことは誠に残念であり、心より哀悼の意を表します。

では、通告に基づき、質問に入らせていただきます。

通告で1番目に、予想される新型コロナウイルス感染第2波、第3波への対応について伺います。

現在、新型コロナウイルスの感染拡大が、自粛要請の効果があつたためか減速して、そして、緊急事態宣言は一旦解除されました。しかし、北九州市、東京都では、また感染者が増加しています。そして、第2波、第3波の感染拡大も予想されていることから、さらに予防対策を講ずる必要があります。

およそ100年前のスペインインフルエンザでは、足かけ3年にわたって流行が続き、1918年、春の第1波に続いた秋の第2波のときのウイルスは、その毒性と感染性は増していたと記録されています。今回の新型コロナウイルスも変異するウイルスですので、そのおそれは十分想定されると思います。

今回、国の感染拡大防止が、PCR検査の対応など様々、後手に回ったことは否めないと思います。この教訓を踏まえ、当町においての今後の対応をお伺いします。

一つとして、クラスター発生防止の対応はどう考えているかということです。幼保・小・中は休校ということになりましたが、その対応について検証はされていらっしゃるのでしょうか。登園・登校してから発熱した場合等、保健室での対応は、どうされているのでしょうか。

老人福祉施設の対応は、どのようにされているのでしょうか。職員または利用者が使用するマスクは、感染防止効果が高いサージカルマスクが適当と医療従事者からのアドバイスを聞いております。各施設の備蓄状況を把握しておられるのでしょうか。

また、デイサービス・センターなどでは、布マスクの着用が多いと聞いております。新型インフルエンザ等対策行動計画に、予防蔓延防止の水際対策として、病院・福祉施設などの基礎疾患を有する者が集まる施設や多数居住する施設などにおける感染予防策を強化するよう要請するとあります。第2波に備えて予防を強化するために、既に配布しているサージカルマスクについてはぜひ着用していただき、さらに備蓄を増やすお考えはおありでしょうか。

2番目として、医療施設への支援はどう対応していますか。

医療機関へのマスク、アルコール消毒液、防護服、手袋、フェースシールドなどの行政としての支援は、どのようにされているのでしょうか。各医療機関のマスク、防護服などの備蓄状況は聞いておられますか。どのくらい必要とするかの想定は相談されていますか。県に必

要なだけ要請をされているのでしょうか。

県でも物資の確保は十分ではなく、市町村の要求があれば配布するけれども、足りないこともあると聞いております。まず必要数を要請することが必要かと思いますが、いかがでしょうか。

現在、発熱外来としての待合室用のテントやテーブル、椅子を町で貸出しをされていますが、第2波が来るであろうと予測されている秋には、季節性インフルエンザの流行も予想されます。テントでの対応は必須になるでしょう。

各医療機関は、自費でパーティションやテントの風よけなどの設備をしています。医療機関も今、とても経済的に大変ということも報道等でも聞かれておりますが、第2波に向けて必要な備品や暖房器具の貸出しなどの支援は考えておられるのでしょうか。

当町では、新生病院をはじめとした町内の診療所の医師が、医療体制と感染防止を話し合ってくださいっていますが、第2波が起きたときの連携というものは計画されているのでしょうか。

3番目として、町民へのさらなる予防対策の継続はどう考えておられるのでしょうか。

町などの公共施設に町民が訪れたとき、なかなか2メートル離れて待つことは難しい状況ですが、今後の感染予防対策はどのように考えておられるのでしょうか。

まず、1項目めは、ご答弁をよろしく願いいたします。

○議長（関 悦子君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井芳夫君登壇〕

○健康福祉課長（永井芳夫君） おはようございます。

それでは、竹内議員の新型コロナウイルス感染症第2波、第3波への対策についてのご質問に対し、お答えいたします。

先月5月25日、全国において、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が解除されました。

長野県は14日に解除され、感染防止対策と社会経済活動の両立に向けた取組が始められたところです。当町においても、国の基本的対処方針や県の対策方針に沿って、今後の第2波、第3波への対策を講じてまいります。

最初に、これまでの対応について申し上げます。

幼稚園、保育園は、保護者の皆様のご協力をいただきながら、登園を行ってきたところです。各ご家庭で毎日必ず、登園前にお子さんの健康チェックを行っていただき、37.5度以上の発熱、風邪症状などがある場合はお休みいただくようお願いしました。その上で、園で

は3密、密閉・密集・密接を注意し、部屋の換気と手洗いの徹底を心がけました。

子ども同士、密着してしまうこともあることから、マスクの着用にも注意し、ご家庭においても感染症予防にご理解とご協力をいただいたところです。加えて、密集をできる限り避けるため、ご家庭で保育が可能なお子さんには、できる範囲での登園の自粛もお願いし、集団感染の発生防止に努めてきました。

次に、ご質問の第2波、第3波のクラスター発生防止の対応につきましても、基本的には幼保・小・中学校ともに、施設内においては3密とならないよう工夫をしながら、保育や授業、行事を行ってまいります。

教室内は、できる限り席と席の間隔を空け、換気を行い、手洗いを徹底します。また、給食時の配膳による感染を防ぐため、6月中は配膳を簡素化し、副菜を省いて提供するよう献立を立てています。中学では、教室とランチルームを活用して、密集状態が生じないように努めてまいります。さらに、共有するものは毎日消毒を行い、施設での集団感染を防止してまいります。

また、家庭における毎朝の検温や風邪症状など体調の報告をお願いし、園・学校と保護者が感染防止に向けて対策を共有し、取り組んでいくことが重要と考え、保護者の皆様にもご協力をお願いしてまいりたいと思います。

なお、これからの季節、マスク着用による熱中症リスクも高まることから、より小まめな水分補給を行いながら、子どもたちの園・学校生活での健康管理も適切に対応してまいります。

重症化リスクの高い高齢者の方が利用される福祉施設での対策について申し上げます。

町が指定管理で社協に委託するデイサービスは、送迎後の車両や施設消毒を徹底し、町職員に倣い、毎朝の体温測定と健康状態の報告を行ってまいりました。また、町内の地域密着型介護事業所や居宅介護支援事業所のほか、通所介護事業所、訪問介護事業所等に対しては、新型コロナウイルス感染拡大防止や関連情報の提供に努めてまいりました。マスク着用、手洗い、3密防止と高齢者との接し方、体力の維持等、多岐にわたっています。

また、地域包括支援センターが開催する在宅支援連絡会、通常地域ケア会議と申しておりますけれども、そちらにおきましても、居宅介護支援事業所を中心に注意喚起をし、各事業所における感染防止対策の実施をお願いしてきました。今後も、施設での集団感染の発生防止に努めていただくよう支援してまいりたいと思います。

次に、2点目の医療施設への支援についてです。

医療機関へのマスクや消毒用アルコールなどの医療資材の支援については、基本的には国や県が備蓄購入し、確保されたものを順次配布して支援がなされているところです。

マスクに関しては、国が備蓄しているマスクや購入した医療機関向けマスクを、都道府県を通じ市町村が配布してきました。一部、国から直接医療機関に直送されているケースもございりますが、町内においては、4月に900枚、5月には450枚が県から配分され、歯科医院を含め全数をお届けしました。

また、株式会社アスザック様から寄贈いただきましたマスク5,000枚につきましても、町内医療機関や福祉事業所を中心に配布させていただいております。

町においてのマスクや消毒薬などの備蓄に関しましては、業者に発注し入荷でき次第納品していただいております。第2波、第3波に備え今後とも備蓄を進めてまいります。

なお、備蓄品の活用は、基本的には町施設等で活用していく考えでおりますが、市場での供給不足が続く、医療機関等で確保が難しい状況になった際には柔軟に対応し配布させていただくことも考えてまいります。

また、テントを活用している医療機関への暖房器具などの貸出しについてのご質問です。

テントを貸出し要望がありました医療機関に対し行っています。町社会福祉協議会と見にマラソン実行委員会で所有しているものを、了解を得まして町が借り、各医療機関へ貸し出しています。あわせて、机とか椅子、テント固定のための土のう袋なども、町でも用意し支援させていただいております。

今後のテント活用の課題として、暑さや寒さへの対策、台風等による雨や強風への対策を想定する中で、町民の皆さんが安心して医療が受けられるための環境整備として十分な備えとなるかについても検討をしております。可能な範囲において、町として支援していきたいと考えております。

次に、町民への予防対策ということでございます。

予防対策についての広報は、これまで町民の皆さんへ町報、町ホームページの掲載、毎日の広報おぶせでお知らせしてまいりました。新聞折り込みなども活用して、チラシを第6版まで発行し、その都度の町の取組状況や医療機関への受診などについて、大切と思われる情報をお知らせしてまいりました。

また、高齢者向けのフレイル予防のチラシを作成するなどし、配布もしております。これらについては、町内医師の皆さんのご協力をいただき、町民の皆さんへの啓発と対策へのご協力ということで努めてまいったところでございます。

今後も、役場など公共施設を利用をする際の感染予防対策として、ウイルスへの感染は飛沫感染と接触感染によりますので、まずは施設内の小まめな換気、大勢の人が集まる密集・密接を避けていただくなどの対策をお願いしてまいります。体育施設の利用も備品類を使用前後に消毒していただくなど、利用者の皆様にもご協力を求めてまいります。

幸いにも今回は、町内で感染者は確認されませんでした。これはテレビや新聞などの報道で、町民の皆さんが個人個人あるいはお仲間で、新型コロナウイルス感染症に関して十分理解されて、感染予防対策に取り組んでいただいたことによるものというふうに考えてございます。

緊急事態宣言が解除され、県外との往来自粛の解除も進む中、徐々にですが社会経済活動が再開されます。再び県内での感染者の発生や予想されている秋以降の感染拡大、第2波、第3波は、町としても多いに危惧しているところでございます。

第2波、第3波への備えとしては、手洗いの実践や3密の回避ということによる効果が示されたというふうに考えております。感染予防の基本となるこれらのことについて、改めてお願いしてまいります。

町では、新しい生活様式への移行や実践を模索しながら、引き続き町民の皆さんの生命と財産を守るため、町内医療機関の先生方のご指導もいただき、基本を大切に、感染予防に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 竹内淳子議員。

○4番（竹内淳子君） 再質問させていただきます。

小学校、中学校、幼保については、ご家庭でも検温していただいて、熱がある場合、37.5度以上ある場合とかは登園・登校しないようにということですが、登園・登校してから発熱があった、具合悪い、熱を測ったら熱があるというような場合、保健室での対応にはなると思うんです。今、保健室では、パーティションというか、保健室内で分けて、居場所をつくっているというようなことなんです。現在、小学校や幼稚園は空き部屋があると思うんですね。なので、空き部屋、個室を発熱用に用意するというようなことがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

あと、先ほどの医療用のことですが、県のほうにまた要望されているということについては、医療機関のほうとの連携状況を聞いておられるでしょうか。福祉施設のほうでも、やはり備蓄がちょっと心配だという声も伺っております。直接聞いて、もしあれでしたら今、送



ったので大丈夫であろうということではなく、確認をしておられるでしょうか。

あと、役場なんです、役場はちょっと狭いので、なかなか対応が難しいかと思いますが、待合のところにパーティションを設置するとか、あと、混んでいる場合は車の中でお待ちいただく、受付のほうで対応するなどの対応は考えられますでしょうか。お願いいたします。

○議長（関 悦子君） 永井課長。

○健康福祉課長（永井芳夫君） 最初に、福祉施設などにおける状況の確認、それから、役場施設での今後の対応ということでございます。

福祉施設について、具体的に、新型コロナウイルス対策のためにお集まりいただくという機会は設けてはおりません。したがって、そのための確認ということになりますと、通知などをお配りし、お願いする中で、対応を呼びかけたというところにとどまっております。今後、第2波、第3波に備えまして、地域ケア会議などを通じて、しっかりと各施設の状況なども確認しながら、対応を進めてまいりたいと思います。

また、医療機関との連携については、保健予防連絡会ということで、先生方からいろいろお話を聞かせていただいているところですが、今後もそういった中で、実際の医療機関のお困りの状況などを把握させていただきたいと考えてございます。

次に、役場庁舎内の感染防止ということですが、ご覧いただきますように、受付のところ、こういったアクリルボード等で幕を張らせていただくようなことをさせていただいております。受付の部分がちょっと狭くて、大勢の方が入ると密集になってしまいます。

現在は感染が穏やかになったというふうに考えておりますが、今度また感染者が増える中では、車の中でお待ちいただき、ご案内するという必要なことかと考えております。

今回の3月、4月においても、そういったことが必要かなという話は内部でさせていただきましたけれども、ちょっとそこまで踏み込んだ対応には至らなかったわけですが、今後は感染状況を踏まえて対応したいと思います。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 教育次長。

〔教育次長 藤沢憲一君登壇〕

○教育次長（藤沢憲一君） それでは、竹内議員の幼保の登園後の発熱後の対応につきまして、答弁をさせていただきます。

登園後に発熱をされた園児につきましては、コロナ感染に限らず、発熱した子どもに関しましては、保健室とは別に確保しまして、対応させていただいております。

特に、熱を出したり、また戻している園児については、職員室等で介護をしまして、保護者の皆さんにご連絡をし、連れて帰っていただくというような対応をさせていただいているところがございます。すなわち、ほかの腹痛だとか、そのほかの疾病とはまた別の対応で、それぞれの園のほうで対応させていただいている現状でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 竹内淳子議員。

○4番（竹内淳子君） ありがとうございます。

恐れ入ります、小・中学校の保健室の対応はいかがでしょうか。

○議長（関 悦子君） 藤沢教育次長。

○教育次長（藤沢憲一君） 小学校につきましても、保健室に幾つかのベッドがございます。

その関係で、発熱をした児童につきましても、別の離れたベッドで介護するなどして対応させていただいているところがございます。

○議長（関 悦子君） 竹内淳子議員。

○4番（竹内淳子君） ありがとうございます。

離れたベッドであっても、例えばパーティションをすとか、別の部屋を取るとかのほうが、感染予防としては適切かと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

では、次の質問に入らせていただきます。

小・中学校が休校になったということで、それに伴った児童・生徒と保護者への精神的なケアについて伺います。

学校休校、いきなりの休校になりました。それに伴い、やはり不安であったり、やり場のない不安、あと困惑があったと思います。児童・生徒、保護者の中にでも、保護者もコロナの関係で仕事を失ってしまった、アルバイトやパートが今必要なくなったということで、自宅にいるというようなことで、家庭の中での生活時間ですか、うまくいかなくて、お家の中でやはり、状態があまりよくなってしまったというような話も聞きました。

そんな中、生徒同士や先生との関係性を大切にしたいという教育長のお気持ちもあって、分散登校が行われました。6月からは一斉登校が始まり、生徒も保護者もほっとしていることと思います。

しかし、先ほども申し上げましたとおり、休校中の生活習慣の乱れや、家庭での学習の対応がままならないというご家庭も多々あるようです。学業の遅延防止のための家庭学習も、やはり子どもたちがまだ教わっていないところというのもあったり、1年生については学習

というものに慣れていない、そこで保護者に聞く、でもなかなか、対応が取れる保護者と、仕事に出ていて、なかなか難しい保護者等もおられたことと思います。どのように対応を取られていたでしょうか。

あと、第2波が起きた場合、やはり感染予防対策としては、休校措置を取らざるを得ないことになるかもしれません。そのとき、先生が生徒の様子を直接見ることがまたできなくなってしまう、保護者の相談も受けにくい状況が起きてきてしまいます。

小・中学校ではタブレットでのオンライン学習の導入が決まりましたが、タブレットを使いオンラインで、保護者、児童・生徒が先生やスクールソーシャルワーカーの先生とじかに相談や話ができる、先生たちも子どもたちの様子が直接見られる、顔が見られる、話をすることでその子の様子が分かるということができると思います。そういう精神的なケアというものを考えておられますでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 藤沢教育次長。

○教育次長（藤沢憲一君） それでは、竹内議員の小・中学校休校に伴った児童と保護者への精神的なケアについて、学業の遅延防止のための家庭学習など、家庭での学習環境の対応がままならない家庭もある中、どう対応を取っているのかとのご質問にお答えいたします。

まず、小学校の休業中の学習については、児童の学びの保障をするために、各学年で入念に検討し、課題については復習だけではなく、本年度の学習内容について、自分で学習できるようなものとししました。内容としては、プリントにして取り組みやすくする。音楽や図工などの実技も取り入れる。生活表をつけて規則正しい生活への支援をするなど工夫をしたところでございます。

課題の受渡しについては、分散登校を行えなかった期間は、週に1回保護者に来校していただき、げた箱をポスト代わりにして、学習した課題の提出と新たな課題の受け取りをしていただきました。分散登校が始まってからは、登校時に児童に対し、次の登校までの課題を渡すようにしました。

プラスアルファの学習として、県教育委員会の学習動画や文科省の学習サイトを紹介いたしました。これらについては、小学校ホームページを整備し、リンクを張って活用しやすくするとともに、職員による縄跳び動画もアップして、子どもたちが意欲的に取り組める内容となっております。

さらに、民間の家庭学習サービスを使うことで、児童は自宅のパソコン、タブレット、スマートフォンからインターネットに接続して、ドリルを使った学習ができることも紹介しま

した。学習の結果は履歴として残りますので、継続的な学習ができ、また進捗状況を確認することもできるようであります。

次に、中学校では、本年度の学習内容を生徒自身で進める課題を出し、教科書をベースに細かく学習範囲を提示しました。学習の際に必要な参考資料やワークブックの範囲も、教科書に対応するよう提示するとともに、学習の仕方やアドバイスも示しました。

各教科では、教師が補助プリントを作成し、自分で学習を進めていくことが苦手な生徒も理解しやすいように配慮いたしました。提出された課題を教科担任が確認・添削し、アドバイスやコメントを添えて返却し、分散登校時に必要に応じて生徒に個別に声をかけ、相談に応じました。

分散登校ができない時期は、家庭訪問や電話により生徒の学習や生活の様子を把握し、アドバイスや学習相談を行いました。分散登校が始まってからは、小テストを実施し、生徒の学習状況を詳細に把握し、また小テストの返却日を設定し、学級担任が一人一人の生徒に声をかけながら、テスト結果や次の課題を手渡しました。

次の段階といたしまして、25分ごと、学習指導を実施いたしました。例えば、理科で1人1台の顕微鏡を準備して実験を実施するなど、これまで自分で進めてきた学習を補完する内容の学習指導を行いました。また、保健体育では、課題として家庭で行う運動を扱い、生徒の動きを確認して個別にポイントや留意点を指導いたしました。

学習につまずきの見られる生徒や学習の仕方に悩んでいると思われる生徒には、担任や学級担任が声をかけ、必要であれば学校において個別学習を実施し、さらに、学習面で質問がある生徒が気楽に聞くことができるよう、教科ごとの質問受付用メールアドレスを作成したところ、5月22日までに35件の質問が寄せられ、内容につきましては、課題に対しての取り組み方、解答に対して、さらに詳しく解説をしてほしいなどの内容でありました。

以上申しあげましたとおり、小・中学校ともに各家庭のご協力をいただき、また児童・生徒の状況に応じながら、休業中における家庭学習の対応に努めてきたところでありますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 竹内議員。

○4番（竹内淳子君） それでは、再質問させていただきます。

今伺ったところ、中学生は割と、いろいろと自分でもできたり、積極的に自分で対応できるというようなことがあるということは、今伺ったところで分かりました。ただ、私も保護

者の方に聞いてみたところ、6年生ぐらいになると自分でも対応できるというようなところでは、割と親も、そんなには心配なかったというような話は聞いてはおります。

先ほどおっしゃった小学生とか民間サイトのもの、リンクを張って紹介というようなことでしたが、そのことを知らなかったご家庭もあります。ペーパーで配布されたようなのですが、そんなものがあつたんだろうかというようなことも聞いております。

それと、そういうものがあっても、今、なかなか保護者の方もお忙しかったり、パソコンに慣れていないお宅が結構あるようで、使えていたお家と使えていなかったお家というところでは、かなり休校中に学校のほうとしてはいろいろ対策を取ってくださったんでしょうけれども、なかなか格差があるのではないかというような保護者の方のお声も聞いております。ですので、またそこら辺について、お知らせの仕方等、あと使えるか使えないかというところは、各家庭へのフォローが必要かと思いますが、いかがでしょうか。

また、休校中、家庭訪問が行われたということですが、すみません、私の聞いたところでは家庭訪問はなくて、学校のほうに行った個別懇談だったと、小学校1年生ですね、そんなふうにも聞いております。

そうしますと、分散登校が始まってからは、先生が生徒と顔を合わせるということとはできるんですが、休校中のときには、先生と子どもたちが顔を合わせるということができなくなってしまいます。第2波、第3波になった場合、また休校措置を取った場合は、やはりそこら辺のところは先生も生徒も不安であるでしょうし、関係性のつながりということが、また薄れてしまうというところはあると思います。

先ほど申し上げましたタブレット等での対応というのも、私も今オンラインで、いろいろすることが多くなりました。画面上で話すことについて、案外、より密接に話ができるということは体験しております。そうしますと、マスクも外して話せますし、表情はよく見えますので、またそんなこともお考えになられているのでしょうか。

以上、いかがでしょうか。

○議長（関 悦子君） 教育次長。

○教育次長（藤沢憲一君） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目のオンラインの授業の関係でございますけれども、休業期間中に、今後オンライン授業を進めていくに当たりまして、各家庭の今、環境の状況につきまして、アンケート等を取らせていただきました。

小学校につきましては、まだ約2割ほどのお宅でオンライン等の環境整備がなされていな

いと。その関係につきましては、タブレットがないも含めて、2割ほどの家庭ではまだ整備がされていないと。

中学校におきましては、約1割のお宅で、まだそのような環境になっていないというような状況を把握することができました。そのような形で、今後、感染の第2波、第3波に備えまして、やはり休校中におけるオンラインの授業というのが必須になってくると考えております。

先般の議会のほうでも予算をお認めいただきまして、今後オンライン授業につきましても、早急に対応し、進めていきたいと考えております。

2点目の家庭訪問の件でございますけれども、学校のほうに確認いたしましたら、小学校につきましては、今、竹内議員ご指摘のとおり、個々の家庭訪問のほうは行わなかったようであります。ただ、必要に応じて、先生のほうで電話で対応したり、また、家庭へ訪問して相談に乗るケースについては、個々にそれぞれの児童のお宅へ訪問をし、対応したということでございます。

中学のほうにつきましては、中学1年生の生徒について、全家庭に家庭訪問を実施したところでございます。そのような中で、今後、また休校に伴いまして、いろんな問題を抱えるご家庭、あるいは児童・生徒の対応につきましては、また保護者の皆さんと連携を進める中で、早急に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 竹内淳子議員。

○4番（竹内淳子君） ありがとうございます。

すみません、補足といえますか、スクールソーシャルワーカーの方も、生徒たちと直接会えないというところで、心配な子どもたちもいるというところで、やきもきしておられたようです。ですので、また休校で訪問できない場合というのがございますので、ぜひタブレット等でも、そういう対応ができるような仕組みをお考えいただければと思います。

では、次、3点目の天然災害の発生に備えた避難所の新型コロナウイルス感染予防対策について伺います。

昨年の台風19号災害において、避難所の設置・運営についての対応に非常に苦慮されたことと思います。ありがとうございます。

今後は、避難所に対して、新型コロナウイルス感染予防対策を取る必要がやはり出てきました。現在どのような対応を講じているか伺います。

1 点目として、指定避難所の新型コロナウイルス感染予防対策のシミュレーション、今現在、いろんな市町村では行っているようですが、そちらのほうは当町は行っておられますでしょうか。

多分、コロナウイルス、2メートル離れるとか、そんなような対策を取ると、避難所というのは増加しなければならないと思いますが、そちらのほうの想定はされていますでしょうか。

5月27日付の内閣府政策統括官付参事官、消防庁国民保護防災部防災課長からの通知で、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金で、避難所におけるマスク、段ボールベッド、消毒液、パーティションなどの物質や資材の備蓄に要する費用、また、ホテル、旅館等や民間施設の借り上げ、避難所の設置費用は交付金の活用が可能とあります。また、ここで第二次臨時交付金というのが出るようですが、その交付金を活用し、備蓄をするというようなことは考えておられますでしょうか。

新型コロナウイルスは、床に落ちていても感染することがあるというようなことが聞かれます。ですので、段ボールベッドというものは本当に必要なのではないかと、仕切りも必要なのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。今のもので足りているかどうかというところの確認もされていますでしょうか。

あと、感染者で避難された場合、避難所等での感染者で軽症者とか濃厚接触者用の避難所というものの設置の想定もされていますでしょうか。

2 番目として、新型コロナウイルス感染予防対策を講じた避難方法の町民への周知はどのようにされますでしょうか。

先ほども申し上げましたが、感染予防対策を取った場合、避難所が足りなくなるということとは確実だと思います。5月25日付の政府対策本部からの通知で、避難所におけるコロナ対策ということで、市町村へのガイドラインがありますが、そこでもありますように、町民への要請として、親類縁者など避難を頼める家を用意していただくなどの対応をする、そういう必要があるかともと思いますが、そういうようなことも考えておられるでしょうか。

そういう場合は、そういうふうに申告していただいて、何らかの助成というのでも考えられるとは思いますが、いかがでしょう。

あと、避難訓練時に、避難所での感染予防に配慮した生活の仕方の説明・指導が必要と思いますが、これから避難訓練がありますが、そのときの対応はどうされますでしょうか。

以上、お願いいたします。

○議長（関 悦子君） 大宮総務課長。

〔総務課長 大宮 透君登壇〕

○総務課長（大宮 透君） それでは、竹内議員のご質問にお答えをします。

まず、ちょっと順を追って答弁させていただきたいと思うんですが、小布施町における避難所設定の現状について、まずはお話をさせていただきたいと思います。

町では例年6月に、自治会やコミュニティ単位での全町的な防災訓練を実施してまいりましたが、基本的にはこういった防災訓練に関しては、特にここ数年、地震による災害を想定した防災訓練が主なものであり、避難所の設定や配置についても、基本的には地震を想定したものになっております。

一方で、昨年の台風19号のような水害発生時の避難所の開設方法だったり、地区ごとの避難場所の指定については、状況に応じて、そのときそのときで決定している状態であり、さらなる事前の検討が必要だというふうに認識をしております。

町では、昨年の台風19号災害の経験を踏まえまして、今年度中に、まずは松川の浸水想定を含めた町のハザードマップの改訂、これを実施する予定でありまして、現在、この改訂に向けた県の補助金に手を挙げたところでございます。

ハザードマップの改訂に併せまして、地震だけではなく、やはり水害発生時における避難所の設定や、それに合わせた防災訓練、これの実施が必要だと考え、現在、今年度の防災訓練の在り方というものを根本的に見直しているような、そういう最中でございます。

続きまして、ご質問にあったとおり、避難所における新型コロナウイルス感染予防対策についてですが、現状、基本的な感染予防対策以外に、詳細な検討にまでは至っていないという状況にあります。もちろん、竹内議員がおっしゃっていただいたような論点に関しては、県や国の通知もありますので、現在検討を進めているところではあるんですが、最終的にこういった方針で進めるというようなどころまでは至っていないという段階にあります。

例えば、大規模災害時の避難所における人数規模については、現状、体育館などの施設では、3.3平方メートル当たり2名を想定しておりまして、つまり、畳1畳分にお一人というような形になっております。新型コロナウイルス対策における社会的距離、1.8メートルとか2メートルというふうに言われておりますが、これを十分に取った避難所の運営というものは、まだ想定できていない状況になっております。

ご質問のとおり、今後、新型コロナウイルスの第2波、第3波というものが来ることを想定した対策というものが必要だと考えておりまして、水害を想定した避難所の設定、これと



併せまして、避難所における新型コロナウイルス対策の在り方についても早急に検討し、今回の防災訓練の内容にも盛り込んでいきたいというふうに考えております。

また、ご質問にありました町民への周知についてですが、まだ方向性が定まっていない状況にありますので、方向性が定まった段階で、防災訓練と併せて、町報その他の広報媒体を活用し、取り組んでまいり所存であります。

以上になります。

○議長（関 悦子君） 竹内議員。

○4番（竹内淳子君） ありがとうございます。

再質問と申しますか、本当に大変なことだと思っております。19号のときにも、いまだかつて小布施町ではなかった対応が、本当にご苦労なさったと存じております。また、今回、コロナウイルスで、どこにもいい例というのがまだ分からない中での対応に、本当にご苦労いただいていると推察いたします。

今、私も申し上げましたが、国や県のほうも、対応がどんどん来る中での処置はなかなか難しいと思いますが、どうぞまた、町民のほうも、やはり去年の経験がございますので、とても不安に思っているというところがありますので、またよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（関 悦子君） 要望でよろしいですか。

○4番（竹内淳子君） はい、ありがとうございました。

〔発言する声あり〕

○議長（関 悦子君） 一般質問の場でございますので、質問をお願いします。

以上で竹内淳子議員の質問を終結いたしました。

---

#### ◇ 小 林 正 子 君

○議長（関 悦子君） 続いて、13番、小林正子議員。

〔13番 小林正子君登壇〕

○13番（小林正子君） 新型コロナウイルス感染から町民の命と生活を守る対策はという点で質問してまいります。

新型コロナウイルスの感染拡大は、日本国内では最近減少傾向にあるが、今なお十分な検

査が行われておらず、また、治療に有効なワクチンも開発途上にあり、第2、第3波の感染拡大が心配されています。小布施町においては、感染者ゼロで現在を迎えており、町民はじめ各種事業所、行政、医療機関や学校、保育園、それぞれの予防対策により食い止めています。

今回、世界中を脅威に陥れ、実際に多くの生命を奪ったコロナウイルスは、日本においては日本国憲法により保障された生存権、教育権、労働権等を脅かすほどの猛威を振るっているわけで、現在そのさなかにあるわけです。

新型コロナは、憲法に挑戦する悪性ウイルスとするならば、私たち国民は、まさに憲法を武器として、憲法が定める様々な社会権をフルに生かして、憲法を駆使する必要があると考えます。

現在の日本の状況について、世界では、日本政府の対策は後手後手で、問題点があるにもかかわらず、コロナウイルスによる死亡者は極めて少ないことに不思議の声があるようですが、罰則や命令による強制ではなく、自ら自己と他者の生命と人権、生存権のために行動するという日本国憲法の考え方が国民にしっかり根づいていることの証明であると考えます。

戦後の福祉国家の施策は、①労働権による雇用の保障、②教育権による教育の保障、③生存権による全世帯の所得の保障、④同じく教育・福祉・医療・介護・保険等の社会サービスの保障、⑤同じく住宅・環境を中心とした生存空間の保障、これらの5つの柱で構成されていると言えます。

ところが、平成13年8月に社会保障制度改革国民会議報告書が定式化した共助・連帯としての社会保障により、これからの社会保障を自助・共助・公助の最適な組合せに転換すべきだと主張されて、国の政策もどんどん自助・共助の推進と公助の縮小へと転換が進められてきました。小布施町も国の言うとおりに福祉施策を進めていきました。

こうした社会保障の公助縮小の方向では、コロナウイルスに勝ち、町民の命と生活を守ることはできないと考えます。

今回、政府は自粛など要請しながら、補償には一貫して極めて消極的で、あくまで景気対策のために交付金を出すという考えでした。

自分の生活は自らが働いて生活を支える、自分の健康は自ら維持するという自助を基本にしながら、高齢や疾病、介護などの生活上のリスクに対しては、社会連帯の精神に基づき、共同してリスクに備える仕組みである共助が自助を支え、自助や共助では対応できない困難

の状況については、受給要件を定めた上で、必要な公的扶助や社会福祉など公助が補足する仕組みになっていますが、今回のコロナ被災・被害に遭った人、関連して生活が困難となった方たちに対して、公助が即座に必要であります。ぜひ最大限の公助が行き渡るように、国や県に町として要請するとともに、町単独でも公助の手を差し伸べていただきたい。

質問1、高齢者や子どもたちに対して。

現在、地域の高齢者、子どもたちは、自由に外出することもできず、直接人と話すことの自粛が要請されており、話し相手がいません。学校の休校に続いて、友人と遊ぶことができなくなって、ストレスとなっていることは容易に想像できます。

学習権の保障だけでなく、子どもの心身の大切な育ちのために。

休校による学校が遅れていることから、様々な取組がされていますが、小布施町の小・中学校ではどんな取組がなされているか、答弁ください。

また、学習とは別の意味で、大切な子どもたち同士の交流維持について、どんな取組がなされているか、答弁ください。

新型コロナは、これから繰り返されると推定されています。今後への備えとして研究もお願いしたい。

私は、学校で安全に学ぶ環境をつくるために、まず教室内の児童・生徒数を通常時の半数以下にするなど、教室内での子どもたちの距離を確保しなければなりません。こうした、より一層の少人数指導が可能となるような教職員の確保や教室の確保が必要です。

また、保健室の体制を確立することは急務です。保健所や医師会などと連携して、養護教師の感染防止対策を含めた、感染防止のための保健室を中心とした詳細な新型コロナウイルス感染防止対応マニュアルを作成することや、発熱など感染が疑われる児童・生徒が待機し、隔離できる場所を確保することも必要になります。そういう点での研究もお願いいたします。

それと、学校が再開した後の授業時間についてですが、学校再開後、平日の授業時間に休校中の授業時間を上乘せし、放課後の補習、土曜の授業実施、夏休みの短縮等で、機械的に授業を詰め込んで授業時間数を回復するようになど、文部省や県教育からの指導が進められるおそれがあります。

機械的に授業時数を合わせることによる学習の回復は、子どもたちの成長と発達を無視したものとなり、教育とは言えないものになります。

○議長（関 悦子君） 小林議員、通告のとおりをお願いしたいと思いますが。

○13番（小林正子君） 通告の中の今後の研究の一助にしてもらいたいと思って、この質問

を加えています。

こういう点で、子どもたちの成長や、それから精神的な打撃にならないような方向での取組を研究していただきたいと思います。

続きまして、独り暮らしの高齢者に対して訪問活動を。

独り暮らしの高齢者に対しては、常日頃からの保健師さんの訪問活動をお願いしてきましたが、今回のように、人との接触を控える自粛要請が出た場合、一般の住民同士では訪問は困難となります。保健師さんならば、一定の安全ルールの下に体調や困り事など、ヒアリングが可能ではないかと思います。もし警戒レベルが高くなって、話ができない場合になっても、常日頃からの訪問活動があれば、より信頼が築かれて、親身なお話ができるものと思われれます。独り暮らし高齢者への訪問活動について答弁ください。

2番目として、補償や給付による支援について。

新型コロナウイルス感染予防のための自粛要請により生活を変えざるを得なくなった町民、また、外出自粛や、美術館や博物館の閉館などのため、来町者が皆無に近いほど減少して、休業や閉店を余儀なくされた事業者の皆さん、また、自ら自粛休業、時間短縮された事業者の皆さん、学校給食の休止で損失影響を受けた事業者などがいらっしゃいます。今現在で、小布施町全体でのコロナ関連減少額、影響額はどのくらいになると推定されているか、答弁ください。また、それら町民と事業者への町独自の救援・救済対策について、考えを答弁ください。

3番、相談事業窓口対応について。

冒頭にある申し上げた公助が必要な町民に行き渡るようにするためには、相談事業が極めて大事と考えます。しかし、町役場に相談があると訪ねるのはなかなか大変です。窓口でのやり取りから困り事を察知し、相談に導くような取組を進めていただきたい。

4番として、町独自の子育て・子ども支援を。

今回、コロナ感染予防対策として、小・中学校、高校の一斉休校が長期にわたって続き、子どもたちは大変な自粛生活を強いられてきました。家庭の負担も相当なものと思われれます。特段の子育て支援手当を小布施町として給付する考えはないか、答弁ください。

先ほどの補正予算の中で、小布施町独自で中学3年生15才までを1万円というようなことが出されました。これを18歳までというふうにお問い合わせしたいと思います。

5番目として、国による1人10万円支給給付について。

町民の皆さんからの申請手続と支給は順調に行われていますか、答弁ください。手続が困

難と思われるお宅へは、出向いて手続のサポートが必要ではないか。電話による手続説明では、オレオレ詐欺の不審電話と間違えたりされてしまわないか。コロナ予防対策をしっかりとって予防訪問しての説明をお願いしたいがいかか、答弁をお願いします。

6番として、役場職員の健康と安全をぜひお願いしたい。

昨年の台風災害への対処、今年に入ってから新型コロナウイルスへの対処と、役場職員の皆さんは、町民の命と生活を守るために懸命に対処されてきました。その働きに対しまして、心より感謝しております。

2つの災害は、いずれも過去に経験のないものであり、役場職員の皆さんは暗中模索、心身ともに想像を絶する激務であったと想像できます。このような大災害に対しては、対処部署が偏らないよう、全庁舎職員で取り組む体制の構築や心身の健康をケアできる体制づくりを図っていただきたい。

また、ここ長い間、職員の削減が見られます。そういう点でも、職員の必要人数に応じた職員体制を整えていただきたいと思います。

役場職員の皆さんは、町民の命と生活を守る大切な職責を果たされています。皆さんの健康が守られ、安定的に町民を守る職責を果たしていただけるよう、健康保持の安全体制を2つの災害の教訓として構築していただきたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（関 悦子君） 市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君） 皆さん、お疲れさまです。傍聴の皆さんもありがとうございます。

ただいま小林正子議員から、新型コロナ感染のご質問を大きく1と2、細かくは1が2つ、そして2が4ついただきましたけれども、私のほうから、2の6番目のご質問について答弁させていただきます。

今回本当に、皆さんにご心配いただく中で、私自身も大きな責任を感じておるところでございます。台風19号、新型コロナウイルスと、今議員からもご指摘いただきましたように、昨年からこれまでにない災害が立て続けに発生する中で、当町としても、役場職員の健康状態を維持できる体制づくりが急務だと考えております。

具体的には、災害対策などにより長時間勤務が続く職員や課の実態を適宜把握しながら、負担の大きい課・係については柔軟な人事配置を行い、偏った業務負担が起きないように取り組んでまいります。災害対策などの緊急対応にかかわらず、配置人数に対して通常業務の業務量が定期的に多い状況にもある、そうした課あるいは係については、配置人員の見直し

を行うことも早急に検討してまいります。

また、緊急事態が続く中で、職員の皆さんの心の状態を把握し、適切な対処を行うために、5月以降、町でお願いをしております精神保健福祉士さんや心理士さんにご協力をいただきながら、管理職も含めた全職員への面談をお願いしているところであります。今後も心身の両面で体調が気になる職員については、定期的に面談を実施し、職員の皆さんの健康が守られるよう、早め早めに対応に取り組んでまいり所存であります。

大変重要なことでありますけれども、さらに長中期的な視点に立った対策としては、財政におけるシミュレーションなどもしっかり併せながら、役場職員の配置人数の見直し、増員の実現性についても再度検討を重ね、適正な組織規模の在り方と現実的な実現策について、方向性をしっかりまとめて早急に実現してまいりたいと、こういうふうと考えております。よろしくをお願いいたします。

その他については、教育長をはじめ担当課からお答え申し上げます。

以上であります。

○議長（関 悦子君） 中島教育長。

〔教育長 中島 聰君登壇〕

○教育長（中島 聰君） ⑥については、町長から答弁がありました。私のほうからは、①休校による学習が遅れていることから、小・中学校ではどんな取組がされているか。それから、学習とは別の意味で、子どもたち同士の交流維持について、どんな取組がされているか。それから、最後に、今後の備えということについてお答えをしたいと思います。

最初の休校による学習の遅れに対して、小・中学校ではどんな取組がされているかということですが、先ほど竹内議員のほうからもご質問がございましたので、一部重複するかもしれませんが、お願いいたします。

小学校の休業中の学習につきましては、本年度の学習内容について、自分で学習できるような取組を行ってまいりました。内容としては、プリントにして、できるだけ教科書を取り組みやすくする。あるいは、音楽や図工のような実技も取り入れる。それから、生活表というのをつけて、規則正しい生活をするというような工夫をいたしました。

分散登校を行えなかった期間は週に1回保護者に、分散登校が始まってからは児童に直接課題を渡すようにしました。さらに、6年生については、自らが学ぶことができるように、予習を家庭学習ということに位置づけて、出てきてからは、その予習したことを授業とリンクさせて、予習のよさというのを体感できるようにいたしました。

次に、中学校では、本年度の学習内容を生徒自身が進める課題を出して、教科書をベースに細かく学習内容を提示しました。教師が補助プリントを作成して、生徒が理解しやすいように配慮しました。

分散登校ができない時期は、家庭訪問や電話により生徒の学習や生活の様子を把握し、アドバイスや学習相談を行いました。分散登校が始まってからは、小テストで生徒の学習状況を把握して、学級担任が一人一人の生徒に言葉をかけながら、テストの結果や次の課題を手渡しました。

また、学習につまずきの見られる生徒や学習の仕方に悩んでいると思われる生徒には、教科担任や学級担任が声をかけ、相談に応じ、必要であれば、学校において個別学習を実施いたしました。

次のことは、小・中学校ともにですけれども、県教委は文科省の学習サイトや民間の家庭学習サービスの紹介も行いました。

次に、子どもたち同士の交流維持について、どんな取組がされたかというご質問でありますけれども、小学校では臨時休業中は、オクレンジャーを使って児童の体調確認を行いました。体調に関する質問に併せて、お子さんの要請についてお知らせください、困っていることや相談したいことなども自由に書いてくださいという項目を設けて、記述回答ができるようにしました。

6割近いご家庭でご記入をいただいて、学級担任がその内容を確認し、必要なものについてはオクレンジャーによる返信、あるいは電話連絡等により、学習や生活についての支援を行いました。また、寄せられた質問や返信メッセージ等を学年だより、学級だよりでお知らせし、友達の様子を伝えました。

分散登校時には、登校したメンバーで寄せ書きをしたり、写真を撮ったりして、別の日に登校する友達と交流ができるようにしました。さらに、学級だよりで友達のノートを紹介し、どのような点がよいのか、次の学習に生きるのかというのを全体に広げました。

中学校では、小学校と同じようにオクレンジャーの活用をいたしました。

それから、交流のためにグラウンドを開放いたしました。そして、感染拡大防止に配慮しながら、段階的な分散登校を実施しました。

中学校では、まず最初は、一つの教室に入る人数を3人程度にして、クラスごとに登校しました。それから、次には、1クラスを4つに分けて、9人程度のグループで登校するようにいたしました。そして、少しずつ生徒同士が顔を合わせることができるよう配慮しまし

た。

5月25日からの週は、これは4分の1ずつ、午前・午後と分けて登校してきていた時期でありますけれども、給食を提供し、少しずつ通常の学校生活に近づけるように対応を行いました。

次のことは、小学校にも中学校にも言えることですが、少人数の分散登校ということは、先生との人間的な距離が近くなりました。それから、いつもと違う友達とも親しくなれたという効果はありました。

次に、今後の備えとしての研究はというご質問でありますけれども、先般の議会でタブレット端末導入の補正予算をお認めいただきました。第2波、第3波に備えて、端末や学校のインフラなどハード面はもちろんのこと、教師や児童・生徒が有効に活用できるスキル向上や運用方法の確立など、ソフト面に関してもオンライン学習環境を整えてまいります。

休校中に職員研修として、eライブラリの使い方やZoomを使った通信について学び、今後のオンラインでの家庭とのやり取りについて準備を進めています。また、家庭にもアンケート調査を行い、現在のネット環境を調べるとともに、今後の対応について協力をお願いしています。

また、6月から始まります県教委のインターネットを介した遠隔授業への研修参加や、それから、もう既に進んでいるICT教育の市町村の状況等も研究して、さらに準備を進めたいと考えています。

先ほどご質問のところに、教室を50%とか言われましたけれども、分散登校時は、最初は5分の1、5分の1が通ってきたときに、さらにその5分の1を2つの教室に入れましたので、七、八人が通ってきて、それを2つの教室に入れた。次に4分の1ずつ入れた。それから半分入れた。現在は全員入れていると、こういうことに今なっています。

それから、夏休みについても言われましたが、現在、4月以後、約30日分の授業が休講になっています。これは、今年度行う予定の授業は基本的には行いたいと、こういうふうに思っています。文科省では、遅れた場合には翌年度に繰り越してもいいと、こういうことを言っておりますけれども、基本は全部行いたいと、こう今思っています。よって、夏休みは、通常4週間あるんですけれども、おおむね2週間弱にして授業を行いたいと思います。

そうしますと、30日のうちの十二、三日分は取り返しができる。あとは、運動会や音楽会、それから総合学習の時間等を主に授業に振り向けて、何とか年度内に計画された授業を現在のところは消化したいと、こう思っております。



以上であります。

○議長（関 悦子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井芳夫君登壇〕

○健康福祉課長（永井芳夫君） それでは、小林議員ご質問の独り暮らし高齢者に対して訪問活動をとという質問にお答えいたします。

小林議員ご質問のとおり、私たちも、保健師活動の基本は家庭訪問であるというふうに考えてございます。中でも独り暮らしのご高齢の皆さんにつきましても、継続的な身守り等により心身の状況変化や生活実態を把握し、適切な介護や支援サービスにつなげることが必要と考えております。

今回のコロナウイルス対策の中で、今までお茶飲みサロンや脳のリフレッシュ教室など地域の通いの場を利用していた皆さんをはじめ、多くの方が外出を控え、ご近所の皆さんなどとの接触を最小限に抑えていただきました。そのため、ご高齢の皆さんでは、特に自宅で過ごす時間が長引くことにより、身体や頭の働きの低下が懸念されるとともに、人と関わり交流して過ごすことの大切さが見直されてきたと考えております。

一方で、今般の新型コロナウイルス感染防止の基本的な対応は、3密を避けることであります。保健師による家庭訪問は、まさしくご高齢の皆さんとの密接な関係づくりが目的でありまして、保健師を介した感染も考慮しなければならないという状態でした。ご高齢の皆さんの感染リスクがある程度抑えられ、訪問による感染の拡大の心配がない状態になるまで、お互いの安心を確保できるように十分してまいったところでございます。

保健師によるお元気訪問は、ここ2年ほどは、介護保険認定を受けていて、サービスを利用されていなかった皆さんの状態を把握することを目的に行ってまいりました。これを今年はお元気コールというふうに名前を改めまして、町職員にも通知の配布など、全職員に協力をいただきまして、電話での聞き取り、相談に代えて実施したところでございます。

介護認定などを受けていない独り暮らし高齢者276名に対しまして、連休明けから保健師、社会福祉士が一丸となって電話をし、昨日までに214名の皆さんとお電話でお話することができたところでございます。

睡眠状況や日中の過ごし方、それから、話し相手や相談相手がいるか等を伺い、訪問を希望された皆さんに対しましては、感染防止に十分注意を払いながら訪問させていただき、直接お話をお伺いすることも併せて行ってまいりました。

外出を控える生活が長く続いていましたので、体調面や精神面で不調になっている方が多

いんじゃないかと心配していたわけですが、多くの皆さんが、小布施町においては、庭の手入れとか農作業などで元気に生活しているという様子をお伺いすることができたところでございます。

事前に趣旨を伝えるチラシを配布したこともありまして、電話での聞き取りに対しては、多くの皆さんが好意的に答えてくださりました。今後の保健師による訪問活動や様々な相談事業につなげられるという手応えを感じたところでございます。

また、いまだ連絡が取れない方もございます。そういった方につきましては、民生委員さんとも情報を共有しながら、継続して対応してまいります。

地域包括支援センターを中心に行うお元気コールやお元気訪問の活動に、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（関 悦子君） 富岡産業振興課長補佐。

〔産業振興課長補佐 富岡広記君登壇〕

○産業振興課長補佐（富岡広記君） それでは、私のほうからは、補償や給付による支援についてご答弁申し上げます。

新型コロナウイルスに伴う町内の経済損失額をどのぐらいに見込んでいるかというご質問かと思えます。

ご承知のとおり、日本中、世界中が新型コロナウイルス感染症の影響により、社会経済は厳しく制限され、大きく後退・疲弊してしまった状況です。当町においても、様々な業種、多くの事業所の皆さんは、経営状況に大きな打撃を受けていることは、議員のお話のとおりと考えます。

ご質問の小布施町全体の新型コロナウイルス感染症による経済損失額について、額は幾らぐらいかというご質問ですが、現状把握はしていません。現実、詳細な経済損失額は把握できない状況です。ここまで、様々なイベント・行事の自粛に伴う経済活動の停止、不要不急の往来の自粛、越県移動の自粛等々により、生活と経済に甚大な影響を及ぼした今回の新型コロナウイルス感染症は、ようやく緊急事態解除により終息方向に動き始め、緩やかな回復を推測し、県では他都道府県との往来や県内活動の段階的な再開など、ロードマップ（工程表）を作成し、進めていく予定としています。

町としても、県と歩調を合わせながら、商工会、金融機関と連携し、様々な支援策を今後は進めたいと考えています。

現在は、新型コロナウイルス中小事業者相談窓口を商工会に設置しております。本議会に

補正予算をお願いしました新型コロナウイルス対策商工業支援事業として、国等の支援制度説明会の開催、テイクアウト・デリバリー支援事業、プレミアム商品券発行事業、家賃補助支援事業、雇用調整助成金上乘支援事業、つなぎ融資利子補給金支援事業、終息後の賑わい創出事業、休業要請対象外事業所等給付金事業等々の町独自の支援事業として、進めたいと考えております。

この支援事業につきましては、速やかに準備をさせていただき、7月の下旬頃からプレミアム商品券の発行事業を迅速に進めてまいりたいと考えております。また、その他の支援事業につきましては、支援事業の内容をまとめたパンフレットなどを作成し、申請時に関係する書類等につきましても、できるだけ簡素化し、早急に事業者の皆様にお使いいただけるよう進めたいと考えております。

日本中が緊急事態解除や越県移動緩和により、広域的活動が徐々に動き始めております。まだ先行き不透明ではありますが、今後も実情に即した支援事業を講じてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 大宮総務課長。

〔総務課長 大宮 透君登壇〕

○総務課長（大宮 透君） それでは、私のほうから、3つ目の相談事業、窓口対応について、ご答弁をさせていただきたいと思っております。

こちらについては、全体に関わることでありますので、私のほうから答弁させていただきます。

まず、小布施町では、国・県・町独自の個人向け・事業所向けの支援策を横断的に取りまとめた「新型コロナウイルス感染症に伴う支援策まとめ」という資料を、これは議員の皆さんにもお配りさせていただいたとおりでありますが、これを4月30日に第1版として作成をしました。適宜、支援策、追加になったり修正というものが出てきておりますので、現在この第4版をホームページ等で掲載・発信しているところになっております。

ご質問のとおり、別の用事で窓口にいらした町民の中に、潜在的な支援を必要としている方がいらっしゃる可能性というものは十分にあるというふうに考えております。例えば、上下水道料金の支払いだったり支払猶予の申込みに来たような方が、国民健康保険税や介護保険料の納付の猶予・減免、そういった納付猶予の対象になっている場合というものがあるといふふうに考えております。

こういった場合にも、窓口業務に係る職員が各種支援窓口につなぐ役割を担えるよう

に、支援策をまとめた資料について役場内でも周知を徹底しまして、生活にお困りの町民の方々に、できる限り必要な支援が行き渡るように努めていきたいというふうに思っております。

○議長（関 悦子君） 益満健康福祉課長補佐。

〔健康福祉課長補佐 益満崇博君登壇〕

○健康福祉課長補佐（益満崇博君） それでは、私のほうから、小林議員の4点目の町独自の子育て支援手当給付の考えについてということで、ご質問にお答えさせていただきます。

まず、国の令和2年度補正予算によります新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環といたしまして、感染拡大防止対策による学校の休校など影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給する世帯に対しまして、子育て世帯への臨時特別給付金を対象児童1人当たり1万円支給することとなりました。

具体的に申し上げますと、平成16年4月2日から令和2年3月31日までにお生まれになった新高校1年生までのお子さんが対象となっております。

町では、この子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、5月会議において補正予算をお認めいただき、公務員を除きますが、現在、6月10日に児童手当とともに支給できるよう、準備を進めているところでございます。

ご質問の町独自の給付につきましては、感染拡大防止のため、長期にわたり学校休校や子ども園、保育園等の登園自粛へのご協力をいただきまして、その期間中の子どもたちの家庭における食費の増加などを考慮いたしまして、国の子育て世帯への臨時特別給付金に上乘せする形で、1人当たり1万円を追加支給する小布施町子育て世帯臨時特別給付金を支給することといたしました。

なお、この給付金につきましては、対象者を国の臨時特別給付金の対象外となっております児童手当特例給付を受給する世帯にも拡大させていただきまして、より幅広い世帯を対象に給付をさせていただきます。

なお、先ほどの国の臨時特別給付金と併せまして、本日、それぞれのご家庭に通知を申し上げる準備を進めているところでございます。

あと、町子育て世帯臨時特別給付に加えまして、ひとり親家庭や就学援助費を受給されているご家庭、そして特別支援学校へ通学されている家庭を対象といたしました小布施町ひとり親家庭等応援給付金を町独自の給付事業といたしまして、18歳までのお子さん1人当たり2万円を給付いたします。

このひとり親家庭等応援給付金につきましては、教育委員会への就学援助費の申請受付、また支給決定等の手続などが必要なことがございますので、7月末までには給付できるよう、並行して準備を進めてまいりたいと考えております。

これら2つの町独自の給付金につきましては、今議会初日に議決を賜っておりまして、改めて御礼を申し上げますとともに、給付に向けて鋭意努めてまいりたいと考えております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（関 悦子君） 須藤企画政策課長。

〔企画政策課長 須藤彰人君登壇〕

○企画政策課長（須藤彰人君） それでは、私から、最後の国による1人10万円支給給付について、ご答弁させていただきます。

町民お一人につき10万円を支給する特別定額給付金事業につきましては、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の決定を受けて以降、一日でも早く町民の皆さんへお届けできるよう、申請書の早期発送、給付事務に取り組んでまいりました。小・中学校の臨時休校に伴い、お時間の余裕のありました給食センターの職員の皆さんに申請書の封入作業でご協力いただくなど、役場全体で取り組ませていただいた結果、明日4日までには町内の3,529世帯1万260名の全体の約93%の町民の皆さんに給付金をお届けできる予定です。

現在のところ、他の自治体の事例で報道されているような混乱も起きておらず、順調に給付が行えている状況です。残りの皆さんにつきましても、早期に給付できるよう作業を進めているところです。

自らの意思で申請を辞退される方もいることが予想されるため、全世帯への給付とはなりません。申請する意思があつたにもかかわらず、申請期限を過ぎてしまうことは避けたいと考えております。申請期限が申請受付開始日から3か月間とされており、小布施町の場合は8月12日までとなっておりますので、申請期限を過ぎてしまうことのないよう、6月中には未申請世帯への再勧奨の通知・発送、また、町報や同報無線での広報を通じて周知を行っていく予定です。

ご指摘のありました手続が困難と思われる世帯への対応ですが、先ほど永井課長よりご答弁させていただいたひとり暮らしの高齢者の方への対応の中で、お元気コールについてのお話があったのですが、そういったお電話をする際に、この特別給付金のことについても触れさせていただくなど、当初から福祉の面とも連携した対応をさせていただいているところです。

直接訪問についてでございますが、議員からご指摘がございましたとおり、コロナウイル

スの感染対策上は、できる限り対面を避けることとされておりますので、まずは郵送・電話等、対面しない形での対応が原則とはなりますが、どうしても対面しないと対応が難しいという場合があった場合には直接訪問を行うなど、できる限り個別の事情に配慮した形で対応してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） まず最初に、6番目に質問しました役場職員の健康と保全をという質問の中で、町長のほうから答弁いただきましたが、これから配置人員の数の見直しを行っていくというような答弁がありました。この答弁は、本当に必要なことだというふうに思います。

現在、少人数の中で、大分頑張っている部署が頑張りがちまっているというようなことがありますので、そういう点では、この配置数の増加というのは必要なことなので、ぜひこれはやってほしいと思います。

その中で、やはり配置される方たちは、ぜひ正規の職員を配置していただきたいと思います。そういう点で、今、大学卒業されて、これから就職活動をやっているところが多いと思うんですけども、そういう方たちへの就職の場という点でも大事なことだと思いますので、そういう点では、ぜひこれはお願いしたいと思います。答弁ください。

続きまして、教育委員会の子どもたちへの支援という点で、今、夏休みを12から13日減らすとか、それから、運動会や音楽会を取り止める予定でいるというようなお話でしたけれども、この夏休みの期間というのは、やはり子どもにとっての心身の成長にとって、大変大事な期間だというふうに思われます。そういう点では、ぜひこれ、授業日数というんですか、そういうのにこだわらずに、もし1年間の期間内にどうしてもできない授業があったら、それを何年かに分けて復活させるというようなことも必要だと思います。

まず必要なのは、子どもたちが安心して学校に通い、また子どもたちのまず安定した生活のリズムを保ち、適度な運動や休養、睡眠等を保障し、免疫力を高め、子どもたちの負担が過重とならないことを最優先すべきだと私は考えていますので、そういう点ではぜひ、過重に授業数だけを詰め込むのはやめてもらいたいと思うんですけども、その辺の点での答弁もお願いします。

それと、高齢者への保健師さんの活動についてなんですけれども、現在276名の方たちがいらっしゃるって、そのうちの216名の方への訪問活動を完了したという点ですけども、216名というのは、まだ全員の中には達し切れていないという点で、ぜひこれは本当に、保健師

さんの一番大事な訪問活動という点では、ぜひ100%達成できるように配慮をお願いしたいと思います。

それと、補償や給付による支援という点で、プレミアム商品券発行の支援事業を行うという点なんですけれども、今、1万円の原資がないと、1万3,000円分のプレミアム商品券を買うことができないということがありまして、それを半額5,000円で6,500円分を買うというふうに、2つに分けるということはできないのでしょうか。その辺のところ、答弁をお願いします。

最後にですけれども、最後のところで、5番目の質問の中で、1人10万円で、93%の方への給付金をお届けする予定が整ったということで、あと7%の方というのは、これは申請ができていない方が7%、まだ給付できていないのか、それとも申請されていない方が7%なのか、その辺のところ、答弁をお願いします。

○議長（関 悦子君） 市村町長。

○町長（市村良三君） 小林議員の再質問に対してお答え申し上げます。

職員の数でありますけれども、ここまで本当に足りない中、昨年までは臨時の皆さん、嘱託の皆さん、今年からは会計年度任用職員さんという方に、本当に大きな働きをしていただいたわけですが、やはり大きな責任が、どうしても正規の皆さんにかかりますという意味からいうと、今後、現実的な数値も算出をいたしまして、できるだけ正規職員を増やすと、そういう方向にしていきたいというふうに思います。

それで、小林議員がよくご案内のところでありますけれども、平成16年にこの町は自立を決定いたしましたけれども、非常に厳しい財政状況でございました。そういう中で、自ら独力での財源確保、これは三位一体の改革と称して、国のほうで、例えば交付税がそれまで20億円ぐらいあったのが一気に5億円に落としてしまうというような、このままでいくと、毎年2億6,000万円ずつ赤字が出てしまうというようなシミュレーションでございましたので、そういう中で、一定の人件費というものも抑制していかなきゃならないという、こういう流れの中で来たわけでありますけれども、やはりこの中で、大変行政のニーズというものも高まりましたし、保育士さん一つを見ても、大変足りない状況であります。そうした中で、責任を持ってやっていただくためには、ぜひ正規の職員ということで、これからお願いをしていきたいというふうに思います。

ただ、現実的だという意味は、町財政そのものが破綻するようなことがあってはいけませんので、そのことを現実で実現可能な範囲で、できるだけ努力してまいりたいと思います。よ

ろしくお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 中島教育長。

○教育長（中島 聡君） 夏休み等についてご質問がありました。

その前に、運動会や音楽会をやらないということではなくて、練習時間をある程度割くと、こういうことですね。運動会も、練習をいっぱいやらなくちゃならないような複雑な運動会という種目は、結局過密にもなってしまうので、練習をいっぱい行うような種目は極力なくして、それほど練習時間を取らなくてもできるというようなことを行いたいと。運動会そのものは行います。音楽会も行います。

それから、夏休みについてなんですけれども、夏休みは通常ですと、約4週間あります。これを今の予定では、中学校を土曜日から翌週、1週間置いた次の週の月曜日まで、ですから10日間ということになりますかね。

それから、小学校は、中学校より2日前から始まって、中学校より1日遅くまでということになりますので、9日プラス3日ですから12日ということになりますけれども、それを今予定しています。この須高の地区では、大体それにほとんど合って、同じような状況で進んでおります。

それから、そのほかに、もっと厳しい長野地区みたいなものは、土曜登校と、それから、6時間ではなくて7時間授業ということも行われるところもあるわけですが、現在のところは私どもは、夏休みを短くするだけで、土曜登校あるいは7時間目授業というのは現在のところを行わないと、こういう予定にしています。

確かに遅れた授業について、翌年に繰り越してもという話もありますけれども、できるだけ所定の学習内容を所定の学年のところで終えたいという、その努力だけは取りあえずして、結果として多少残ってしまったということは翌年に送るというので、翌年に送ることを前提には今組んではいけません。

以上です。

○議長（関 悦子君） 永井課長。

○健康福祉課長（永井芳夫君） 保健師の訪問についての再質問の関係でございます。

まだ100%ではないということでございます。5月7日からお電話をさせていただきました。私ども、当初197名の方は順調に電話連絡がついたということでありまして、その後の対応についてご報告をさせていただきたいと思っております。当初3日間で197名を行い、把握できていない方が79名いたという段階からでございます。



最初に、電話番号が不明の方、または現在使われていない方が25名いたと。それから、実施期間中に電話をしたんだけど、つながらなかった方が54名いたという状況でございました。把握できていない方79名というのも、今後の対応が必要ということでありまして、改めて通知を職員手分けで配らせていただきまして、地域包括支援センターにお電話をいただけるようにというお願いも併せて行ってまいりました。そういった中で、214名まで今、連絡がついたということでございます。

さらに、今後、通知を配付するなり、改めて電話をこちらからかけさせていただくというような対応を取ってまいりまして、全ての皆さんに連絡がつくようにきちんと対応を進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 富岡課長補佐。

○産業振興課長補佐（富岡広記君） 私のほうから、プレミアム商品券の半分というようなお話についてですが、議員さんおっしゃるとおり、小布施町の事業主さんが、このコロナで損失影響が大きいという中で、プレミアム券はばらまきではなくて、みんなで経済を回していこうという中の一環でございます。

国民1人当たり10万円が支給されておりますので、そのうちの1万円をぜひ町の中でお使いいただきたいということがまず前提です。今現状、越県移動がまだスタートしたばかりですので、外からのお金を回すというのはすぐにはできませんので、まず町内の皆さんで回していこうということで、このプレミアム券の発行ということを考えております。

また、委員会でもご説明させていただいたとおり、飲食店等々、大型店等との企画の中で、この券の使い方もご説明させていただきましたが、そのような形の中で今回のプレミアム券を発行させていただき、町の経済を皆さんとともに回していこうというふうに考えております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 須藤課長。

○企画政策課長（須藤彰人君） 私のほうから、10万円給付についての残りの7%の方の状況について答弁させていただきます。

7%のうち大体2%程度の方については、既に申請書が届いております。ですが、昨日届いた方などでして、どうしてもちょっと、あしたまでの銀行の振込が間に合わないということで、至急審査させていただいて、来週12日金曜日頃には、また振込させていただく予定です。

す。

残りの5%程度の方につきましては、まだ申請書等も、特段何も返していただけていない状況でございまして、こちらの方々には、また6月中に再度、お忘れのないようにということで通知を送らせていただく予定でございます。

また、8月12日が申請期限となっておりますので、7月頃になっても全く状況が分からないという場合は、こちらからも、お忘れのないですかという形でお声かけをさせていただくことを検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 以上で小林正子議員の質問を終結いたします。

---

◇ 福 島 浩 洋 君

○議長（関 悦子君） 続いて、6番、福島浩洋議員。

〔6番 福島浩洋君登壇〕

○6番（福島浩洋君） 通告に従いまして、1問3項目の質問をいたします。

千曲川堤防補強工事の内容について。

地球規模の新型コロナウイルス拡大により、我が国においても大変な事態に陥っています。小布施町でも感染予防として、マスク着用、手洗い及び外出の自粛など、町民の皆さんとともに防止対策の徹底を図っており、公共施設の休館、観光施設や飲食店でも休業せざるを得なくなりました状況です。6月に入って、ようやく正常の再開になってまいりましたが、一刻も早く事態の収拾を願うばかりです。

昨年10月12日、13日の台風19号による千曲川災害復興対策については、国では4月に、長野市穂保地区の堤防決壊要因は越水による反対側ののり面が削り取られたことによるものと結論づけをし、越水防止の対策を千曲川全体の整備として、国・県・流域市町村が信濃川水系緊急治水対策プロジェクトを開始し、台風19号の災害と同様の降雨があっても、2027年度までには越水を防げる目標を掲げました。

長野市を含む沿岸住民の皆さんは堤防の補強を望み、80%の方はその場に住み続けたいとのことでしたが、我が小布施町の災害に遭われた方は100%住み続けたいとのことでした。地域の愛着に敬意を表したいと思います。

そのような中で、千曲川を管理する国と千曲川河川事務所では、今回の堤防決壊を検証す

の中で、今後の堤防補強として、堤防を全体を包み込む被覆型堤防を採用することとしています。あわせて、千曲川の水位を下げることを基本に、河川整備として河道掘削や遊水池を設けることなど、2027年度をめどに、なるべく早く段階的に行うことを発表しています。

以上のことから質問をいたします。

(1) 千曲川河川事務所の計画発表では、堤防全体の被覆型工法により決壊しにくい堤防としながらも、現在の技術では絶対に決壊しないとは言い切れないが、今後は住民の意見に寄り添い、堤防の補強を整備すると発言されています。小布施町側の右岸堤防の整備として、特に住宅が近接している堤防箇所については、町行政側は、どのようなすり合わせや協議が行われているのかを質問いたします。

(2) 全体被覆型工法が採用されると、堤防と高速道路との間に盛土によって埋め立てられました、現在では名所になり、大勢の方が親しまれている千曲川堤防の桜並木が、かなりの本数が選別され、伐採されることが懸念されます。千曲川堤防の桜並木の保存についてはどのように考えているのか、お伺いします。

ちなみに、穂保地区では新補強のために、子々孫々までと言われて期待されていたあの桜堤が全て撤去されてしまうとかと聞いております。

(3) 発表されている河川敷地内の小布施町部分の河道掘削部の概要と規模はどのようになっているのか。また、その残土搬出時には、相当数のダンプの往来が予想されますが、住民への説明などが必要と思われそうですが、どのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（関 悦子君） 畔上建設水道課長。

〔建設水道課長 畔上敏春君登壇〕

○建設水道課長（畔上敏春君） 福島議員の千曲川堤防補強工事の内容についての質問にお答えを申し上げます。

令和2年1月31日に発表された信濃川水系緊急治水対策プロジェクトの当町の実施計画について、去る5月27日に千曲川河川事務所長が来庁され、説明がありました。説明の中では、河川敷内の樹木伐採、大島地先の右岸堤防の復旧工事、延長で約100メートルですが、これにつきましては既に終了したこと、今後の河道掘削工事や堤防強化工事などについての説明がありました。この説明の内容を踏まえ、それぞれお答えを申し上げます。

1点目の右岸堤防の整備について、町はどのようなすり合わせと協議をしたかについてです。

千曲川河川事務所が昨年度末に発表した計画において、狭窄部などの影響を受け、水位が

上昇しやすい事象が当面解消されない間となる立ヶ花上流から村山橋までの右岸8.5キロメートル、左岸7.5キロメートルにおいて、越水した場合にも決壊しにくい堤防を目指し、堤防全体を、先ほど議員からありましたように、ブロック等で被覆する工法を中心に対策工を検討していると聞いております。

現在は、対策工の詳細について検討を行っている段階と聞いておりますので、町としても情報共有を図りながら、昨年10月の台風19号豪雨災害、令和元年東日本台風出水の被害の状況を踏まえ、右岸堤防の越水対策を強く要望してまいります。

2点目の桜堤、桜並木の保存についてですが、先ほど申し上げましたように、千曲川河川事務所では現在、対策工の詳細について検討中とのことです。

千曲川河川事務所長が来庁された際に、優先すべきことは越水対策としての堤防強化であることは十分認識しているが、町民の憩いの場でもあり、全国的にも桜の名勝地として定着している桜並木を残しながら堤防強化ができないものかをお聞きをしたところ、千曲川河川事務所からは、場所によっては、堤防天端を全面被覆しなくても強化が可能な場所もあるとの回答をいただいております。

今後、具体的な工法検討に際し、町も一緒になって検討していきたいと考えております。

3点目の河道掘削についてです。

信濃川水系緊急治水対策プロジェクトの中で、千曲川河川事務所のほうで、降水時の水位を下げることを目的に、河道掘削を対策項目として位置づけております。上今井橋、立ヶ花橋、上流の2か所が計画をされていますが、河道掘削については、下流の新潟県大河津分水路の整備状況や新潟県・長野県管理区間の整備状況を踏まえ、段階的に掘削を行う予定と聞いております。

町としても、河道掘削のほか、砂利採取等、河川整備を要望してまいります。

なお、実施に際しては、議員ご質問の中にありました住民への説明が行われるものと思っております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 福島浩洋議員。

○6番（福島浩洋君） ただいまの答弁の中にもありました、2027年度の早い時期に完成との発表がありましたですけれども、再度、小布施町での住民の説明会は、お伺いいたします。

○議長（関 悦子君） 畔上課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 再質問にお答えを申し上げます。

国のほうでは、2027年度までに全ての事業を完了するというところで発表しておりますが、説明の際にも、具体的に小布施町内での実施期間についての説明がありませんでした。

今後それらにつきまして、具体的な検討に入っていく中で、実際に何年度、いつ小布施町内の補強工事等を実施するか具体的に聞く中で、必要に応じて、説明会等の開催についてもお話をお願いをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔「質問終わります」の声あり〕

○議長（関 悦子君） 以上で福島浩洋議員の質問を終結いたします。

以上をもちまして、行政事務一般に関する質問を終結いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（関 悦子君） 本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 0時07分